

## 【別紙】

# 本規程の留意事項

### (目的)

下水道法（以下「法」という。）第 16 条では、公共下水道管理者（以下「管理者」という。）以外の者のうち、管理者の承認を受けた者は、公共下水道に関する工事又は管理を行うことができます。

本規程は、管理者以外の者が行う公共下水道に関する工事等（以下「工事等」という。）のうち、周辺地域の活性化、衛生面の向上や公共用水域の治水につながる工事等が、誠実かつ適正に行われるように取扱い基準を定めるものです。

### (審査の対象)

申請されるすべての工事計画が審査の対象となるわけではなく、審査対象となるものと審査対象外となるものがあります。審査対象と審査対象外については、下記をご参照下さい。

#### 審査対象

- ・既設公共下水道を改修又は改築するもの。
- ・本市下水道課管理の排水路を改修又は改築するもの。
- ・道路位置指定及び開発行為等に伴い、汚水排水施設を新設するものであって、その新設する汚水排水施設を公共下水道として本市移管を希望するもの。
- ・建物新築又は改築等に伴い、公共マス私費新設等するもの。
- ・その他管理者が必要と認めたもの。

#### 審査対象外

- ・補助事業で整備し、処分制限期間を経過していない既設公共下水道を改修又は改築するもの。
- ・当該工事等計画地の地主の同意及び ※1 隣接地主の同意 が得られないもの。
- ・政令第 16 条で定める公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為に該当するもの。
- ・法第 24 条、沖縄市下水道条例第 30 条及び沖縄市下水道条例施行規則第 19 条で規定する物件設置の取扱いとなるもの。
- ・その他周辺地域の活性化、衛生面の向上や公共用水域の治水に資すると認められないもの。

#### ※1 隣接地主の同意

工事等に起因する隣接地主等とのトラブルを未然に防止するため、当該工事等計画について、工事等計画地の隣接地主の事前同意を得ることを求めます。

公共マスの新設については、汚水マスを新設しようとする土地の地主から事前に同意を得ることが必要です。ただし、市道等の認定道路の場合、事前同意は不要とします。

#### (設計者等の資格)

法第 22 条では、公共下水道を設置又は改築する場合に、その設計又はその工事管理を行う者は法施行令第 15 条に規定する資格を有していなければならないと規定されています。既存公共下水道を改修又は改築しようとする場合のみならず、本市下水道課管理の公共下水道へ移管されることが前提となっている排水施設を新設する場合は、その規定に従う必要があります。

技術士、下水道技術検定合格者及び下水道事業団指定講習修了者は資格証又は修了証の写しを、その他の者は下水道技術に関する実務経験年数がわかる実務経歴証明書を作成し、計画審査申請書の添付書類として提出して下さい。

#### (事前協議)

計画申請に先立ち、管理者と事前協議を行います。事前協議書に申請者名、目的、場所、工事期間、施工内容を記載の上、図面等を添えて、本市下水道課に協議申請して下さい。

事前協議の段階で、計画内容が本規程に沿わないものであった場合には、計画自体を認めず、申請受付へ移行しない場合もあります。

#### (標準処理期間)

標準処理期間は、管理者が計画審査申請書一式を受領し、決定通知書が通知されるまでの期間になります。事前協議に要する期間は、標準処理期間に含まれませんので、ご注意ください。

#### (内容変更申請)

工事等の変更申請において、施工範囲の拡大を変更計画したとき、施工範囲拡大に伴って新たに対象となる隣接地主が発生した場合は、その対象地主の同意が改めて必要になります。【審査の対象】解説と同様に、隣接地主の同意が得られない変更計画は承認対象外となります。

#### (完成義務)

申請者は、管理者から工事等の承認を受けたときは、当該工事等の完成義務を負います。ただし、第 18 条第 1 項 1 号及び 2 号に該当する場合は、工事等を取下げることができます。

#### (維持管理)

申請者は、管理者から工事等の承認を受けたときは、当該工事等計画地を占有することになります。工事期間中は、公共下水道の工事区間の管理を管理者から引継ぐことになり、当該公共下水道を適切に維持管理する義務を負います。

(引渡し申請)

既設公共下水道を改修又は改築した場合は、工事等完了後の施設引渡手続きは必ず行って下さい。一方で、道路位置指定や開発行為に伴い、公共下水道として本市移管を前提とした汚水排水施設を新設する場合、管理者から承認を受けた申請者は、自主管理か本市下水道課移管かを選択することができます。本市下水道課への移管を希望する場合は、施設引渡申請を行って下さい。